

# 第3回山形県水資源・森林の保全に関する条例検討懇話会

日 時：平成24年11月1日（木）

午後1時30分から

場 所：山形県庁2階 講堂

## 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

### 第2回懇話会までのまとめと条例による対応の整理

- ・水資源・森林の保全に関する条例制定に向けたこれまでの論点整理 …………… 資料1
- ・条例制定に向けたこれまでの議論をふまえた対応の整理 …………… 資料2

### 参考資料

- ・条例案による規制区域のイメージ

4 閉 会

### 第3回 山形県水資源・森林の保全に関する条例検討懇話会

#### 出席者名簿

#### 委員

福島大学	人間発達文化学類	特任教授	阿子島 功
山形大学	人文学部	教授	今野 健一
山形県森林組合連合会		代表理事会長	佐藤景一郎
古澤・内藤法律事務所		主任研究員	内藤いづみ
鳥海やわた観光株式会社		会長	中村 護
山形大学	農学部	教授	野堀 嘉裕
(欠席)			
東北大学	大学院工学研究科	教授	風間 聡

#### 山形県

環境エネルギー一部	部長	森谷俊雄
〃	次長	大澤賢史
〃	環境企画課長	高橋康則
農林水産部	次長	若松正俊
〃 森林課	森づくり推進主幹	渡邊真司
商工労働観光部産業政策課	鉱政専門員	峯田 豊
県土整備部用地課	土地対策主査	大瀧亜樹
農林水産部森林課	課長補佐(森林計画担当)	土屋隆一
環境エネルギー一部	水大気環境課	
	課長補佐(大気環境担当)	佐藤 至
	環境企画課	
	課長補佐(環境政策担当)	鈴木あけみ
	環境政策主査	斎藤満宏



## 条例制定に向けたこれまでの議論をふまえた対応の整理

主な条例項目	案① 「水資源及び森林等の水源涵養域」を守る	案② 「水資源及び森林等の水源涵養域」+「森林全体」を守る	○効果・△課題 等																
<p>条例の目的 (対象)</p>	<p>【目的】 水資源を守るための施策の基本となる事項及び森林等の水源涵養域の利用（又は森林等の水源涵養域の土地の取引）について必要な事項を定め、水資源の保全とこれを涵養する機能の保全に寄与する。</p> <p>(対象) 重要な水源に係る森林等の水源涵養域</p>	<p>【目的】 水資源と森林を守るための施策の基本となる事項及び森林等の土地の取引について必要な事項を定め、水資源の保全と森林の適正な保全に寄与する。</p> <p>(対象) 水源涵養域及び森林（地域森林計画対象森林）</p>	<p>森林(全体)を保全の対象とした場合 ○水資源や森林の保全に影響を及ぼす懸念がある事案について広いエリアにおいて幅広く行政の関与が可能 △強い規制には課題があり、条例による制度の効果に限界がある。</p>																
<p>基本理念</p>	<p>【基本理念】 豊かな自然とこれに支えられる水資源は、県民共有の財産であり、良好な状態で将来に継承されるよう、水資源及び森林等の水源涵養域の保全に取り組まなければならない。</p> <p>〔県民等の責務〕 「県民」、「森林等の土地所有者」、「事業者」、「県等」は、基本理念を理解し、それぞれの役割分担の下に協働して水資源及び森林等の水源涵養域の保全のための取組みに努める。</p> <p>〔県民等の責務〕  <table border="0" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">県民</td> <td style="padding-left: 10px;">…日常生活における施策への協力</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">森林等の土地所有者</td> <td style="padding-left: 10px;">…涵養機能の保全への配慮</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">事業者</td> <td style="padding-left: 10px;">…水質・水量の保全への配慮</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">県</td> <td style="padding-left: 10px;">…施策の実施、市町村との連携</td> </tr> </table> </p>	県民	…日常生活における施策への協力	森林等の土地所有者	…涵養機能の保全への配慮	事業者	…水質・水量の保全への配慮	県	…施策の実施、市町村との連携	<p>【基本理念】 森林など豊かな自然とこれに支えられる水資源は、県民共有の財産であり、良好な状態で将来に継承されるよう、水資源と森林等の保全に取り組まなければならない。</p> <p>〔県民等の責務〕 「県民」、「森林等の土地所有者」、「事業者」、「県等」は、基本理念を理解し、それぞれの役割分担の下に協働して水資源と森林等の保全のための取組みに努める。</p> <p>〔県民等の責務〕  <table border="0" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">県民</td> <td style="padding-left: 10px;">…日常生活における施策への協力</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">森林等の土地所有者</td> <td style="padding-left: 10px;">…涵養機能の保全への配慮</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">事業者</td> <td style="padding-left: 10px;">…水質・水量の保全への配慮</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">県</td> <td style="padding-left: 10px;">…施策の実施、市町村との連携</td> </tr> </table> </p>	県民	…日常生活における施策への協力	森林等の土地所有者	…涵養機能の保全への配慮	事業者	…水質・水量の保全への配慮	県	…施策の実施、市町村との連携	<p>森林法との関係 △森林の保全等に関する基本的事項を定める『森林法』との関係を整理する必要がある。</p>
県民	…日常生活における施策への協力																		
森林等の土地所有者	…涵養機能の保全への配慮																		
事業者	…水質・水量の保全への配慮																		
県	…施策の実施、市町村との連携																		
県民	…日常生活における施策への協力																		
森林等の土地所有者	…涵養機能の保全への配慮																		
事業者	…水質・水量の保全への配慮																		
県	…施策の実施、市町村との連携																		
<p>基本的な施策</p>	<p>【基本的な施策】 ・県は、水資源を守り、将来に継承するための総合的な計画を定める。 ・県はこの計画に基づき、水資源の保全に資する施策を総合的に推進する。</p> <p>〔総合計画の主な内容〕（想定案） ○目標 水資源の保全〔水量、水質〕、水資源の涵養機能を有する区域（森林のうち一定区域など）の保全。 ○基本施策（例） ・水源涵養機能を有する地域の保全のほか、森林の適正な維持保全や森づくりなどに取り組む ・水の適切な利用、水質悪化を防止するための排水やゴミ投棄等に関する取組み ・条例による新たな制度の趣旨、概要等 条例による新たな制度の趣旨、対象となる区域の指定の考え方、制度の概要</p>	<p>【基本的な施策】 ・県は、水資源及び森林を守り、将来に継承するための総合的な計画を定める。 ・県はこの計画に基づき、水資源の保全に資する施策を総合的に推進する。</p> <p>〔総合計画の主な内容〕（想定案） ○目標 水資源の保全（水量、水質）、森林(全体)の適正な保全。 ○基本施策（例） ・森林が有する多面的機能に鑑み、森林の適正な維持保全や森づくりなどに取り組む ・水の適切な利用、水質悪化を防止するための排水やゴミ投棄等に関する取組み ・条例による新たな制度の趣旨、概要等 条例による新たな制度の趣旨、対象となる区域の指定の考え方、制度の概要</p>	<p>森林法との関係 △“森林の整備・保全に関する施策”との関係を整理する必要がある。 （例. 森林整備長期計画との関係 など）</p> <p>「総合計画」関連 ○条例で規定すべき基本理念や新たな制度に関する事項のほか、施策の考え方や関連する取組み（例. 水質の保全、森林の保全）など、県の施策を総合的に示す計画とすることができる。</p>																

主な条例項目	案① 「水資源及び森林等の水源涵養域」を守る	案② 「水資源及び森林等の水源涵養域」+「森林全体」を守る	○効果・△課題 等	
<p>条例による 規制の考え方</p>	<p><b>案①-1</b> 1. 規制地域 知事は、水資源及び森林等の水源涵養域を保全するために特に重要な地域を「水源保全地域」として指定する。</p> <p>〔＜想定イメージ＞〕 主な取水地点とその上流域の数キロメートルの範囲 (最も狭い区域イメージ)</p> <p>〔＜指定手続き＞〕 市町村の意見聴取→県環境審議会→指定</p> <p>2. 規制対象とする水資源 公共的な利用に供される水資源 ＜想定＞ 不特定多数の利用、共同利用など (個人利用、事業所単独の利用は対象外)</p> <p>3. 規制内容 水源保全地域において、<u>県規則で定める施設の新設、土地の形質変更等</u>を行おうとする者は、○日前までに知事に協議しなければならない。 ※<sup>1</sup></p> <p>4. 罰則等 ①知事は、協議をした者に対し、報告を求め、職員に立入調査をさせることができる。 ②知事への協議をせずに当該行為を行った者は、○円以下の罰金に処する。</p>	<p><b>案①-2</b> 1. 規制地域 知事は、水資源及び森林等の水源涵養域を保全する必要がある地域(国有林・民有保安林を除く)を「水源保全地域」として指定する。</p> <p>〔＜想定イメージ＞〕 水源地としての集水エリア (山地の中流部、上流部)</p> <p>〔＜指定手続き＞〕 市町村の意見聴取→県環境審議会→指定</p> <p>2. 規制対象とする水資源 公共的な利用に供される水資源 ＜想定＞ 不特定多数の利用、共同利用など (個人利用、事業所単独の利用は対象外)</p> <p>3. 規制内容 ※<sup>2</sup> ○水源保全地域において、<u>土地の取引等</u>を行おうとする者は、○日前までに知事に届け出なければならない。 ○水源保全地域において、<u>県規則で定める施設の新設、土地の形質変更等</u>を行おうとする者は、○日前までに知事に届け出なければならない。 ※<sup>1</sup></p> <p>4. 勧告・公表 ①知事は、届出をした者に対し、必要な指導・助言を行い、報告を求めることができる。 ②知事は、届出をしない者、届出の内容と異なる行為を行った者、正当な理由なく指導に従わない者に対し、勧告することができる。 ③知事は、勧告に従わない場合、氏名等やその旨を公表することができる。</p>	<p><b>案②</b> 1. 規制地域 知事は、水資源及び森林等の水源涵養域並びに森林の区域(国有林・民有保安林及び水源涵養域を除く)を「水源保全地域等」として指定する。</p> <p>〔＜想定イメージ＞〕 水源地としての集水エリア + その他のエリアの森林</p> <p>〔＜指定手続き＞〕 市町村の意見聴取→県環境審議会、県森林審議会→指定</p> <p>2. 規制対象とする水資源 公共的な利用に供される水資源 ＜想定＞ 不特定多数の利用、共同利用など (個人利用、事業所単独の利用は対象外)</p> <p>3. 規制内容 ※<sup>2</sup> 水源保全地域等において、<u>土地の取引等</u>を行おうとする者は、○日前までに知事に届け出なければならない。</p> <p>4. 勧告・公表 ①知事は、届出をした者に対し、必要な指導・助言を行い、報告を求めることができる。 ②知事は、届出をしない者、届出の内容と異なる行為を行った者、正当な理由なく指導に従わない者に対し、勧告することができる。 ③知事は、勧告に従わない場合、氏名等やその旨を公表することができる。</p>	<p>案①-1 関係(強い規制) ○水資源や森林の保全に影響を及ぼす行為に対して、直接的に規制が可能。 △一方、規制対象エリアとして指定する理由、客観的なデータ、妥当性などの十分な根拠が必要。</p> <p>案①-2・案②関係(弱い規制) ○水資源や森林の保全に影響を及ぼすおそれのある事案について、行政が広く関与することが可能。 △一方、森林法の制度〔土地取引の事後届出〕と、規制の目的や内容について法的な整理が必要(条例による上乘せ・横出し規制の検証)。</p> <p>「規制対象とする水資源」関係 △財産権(所有権の効果)への制限となるため、地下水の個人的な利用や農業用・工業用の利用などに対する幅広い規制は困難。 ※地下水等の利用に関する水の確保の観点からは、水道水の水源としての保全が優先される傾向。 (判例：仙台地裁平成4年2月) 廃棄物最終処分場の排水による地下水汚染について、住民の地下水の水道水への利用に基づく操業停止を認める。農業用水への利用に基づく訴えは認められず。</p> <p>案②関係(森林全体を保全対象とした場合) △森林全体の土地取引について事前届出とすることの妥当性や行政の事務量の増大・コストなどの検証が必要。 ※参考) 地目が山林である土地の県内の取引件数：年間 約580件(登記ベース)</p>
	<p>※<sup>1</sup> 「施設の新設、土地の形質変更等」(案) ・建築物、揚水設備等の新設 ・土石採取、工作物の設置等</p>	<p>※<sup>2</sup> 「土地の取引等」(案) ・土地の売買 ・土地の賃借権の設定・移転等</p>		

# 「水資源・森林等の水源涵養域・森林」 規制地域のイメージ図

